

令和5年11月10日

長泉町長 池田 修 様

長泉町特別職報酬等審議会
会 長 中山 勝

長泉町特別職報酬等の額について（答申）

令和5年8月7日付け長行政第210号により諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申します。

記

1 報酬等の額

町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額については、次のとおり改定を行うことが適当である。

議 長	月額 358,000円 (28,000円増)
副議長	月額 304,000円 (24,000円増)
常任委員長及び議会運営委員長	月額 293,000円 (23,000円増)
議 員	月額 282,000円 (22,000円増)
町 長	月額 820,000円 (20,000円増)
副町長	月額 656,000円 (16,000円増)
教育長	月額 605,000円 (15,000円増)

2 改定の時期

令和6年4月1から

3 審議の経過

本審議会は町長からの諮問を受けて、平成9年4月の改定以来、27年間改定が行われていない町議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額（以下、「報酬等の額」という。）について、審議を行った。

(1) 審議にあたり参照した資料

- ①長泉町の財政状況に関する資料
- ②県内各市町人口・予算額調
- ③県内各市町特別職給料・報酬額等調

- ④人口、産業構造等が類似する「類似団体」との比較
- ⑤特別職及び一般職の年収
- ⑥議員報酬、町職員の給与の改定状況
- ⑦町議会の審議状況
- ⑧消費者物価指数の推移
- ⑨「地方議員のなり手不足」における現状について
- ⑩特別職報酬等に係る国通知
- ⑪令和5年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況
- ⑫令和5年給与勧告の骨子

(2) 審議の内容

現状の当町の行財政運営状況や27年間、報酬等の額について据え置かれてきた経緯、当町の一般職の給与改定の状況、昨今の物価上昇の状況等を踏まえて検討した。

具体的な改定額は、人口規模に近い県外類似団体の報酬等の額の平均を参考に、県内市町における改定額の位置付けを考慮した上で、議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長並びに議員については現状の報酬額の約8.5%増、町長、副町長及び教育長については現状の給料額の約2.5%増の改定とした。

4 特別職報酬等審議会の開催時期等

今後の特別職報酬等審議会については、特別職の任期にあわせて4年毎に開催することが適当である。

5 審議会開催状況

- 第1回 令和5年8月7日（月）13時30分から15時まで
- 第2回 令和5年10月4日（水）13時30分から15時まで
- 第3回 令和5年11月10日（金）15時から16時まで

6 審議に参加した委員

- 会長 中山 勝
- 会長代理 坂間 福司
- 委員 富岡 隆幸
- 委員 村田 忠嗣
- 委員 千葉 寿子
- 委員 大川 敏行
- 委員 梶山 浩美
- 委員 花房由美子
- 委員 宮代 尚宏
- 委員 吉川 理沙